

「第2副地区ガバナー推薦委員会」に関する内規

【主旨】

この内規は335-A地区にとって最重要案件の一つである次期第2副地区ガバナーが円滑に、公明正大に選出され、地区内の融和と協調を図り、健全な発展を期するために「第2副地区ガバナー推薦委員会」を設置することを定める。

第1条（名称）

本委員会の名称は「第2副地区ガバナー推薦委員会」とする。（以下「委員会」と称する）

第2条（委員会の目的）

委員会は、候補者を地区年次大会で信任投票になるように努力することを目的とする。

第3条（委員会の設置）

地区ガバナーは、8月上旬に委員会を設置する。

第4条（委員会の構成）

- 1項 委員会構成は、名誉顧問、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー並びにリジョン・チェアパーソンとする。
- 2項 委員長並びに副委員長を2名互選する。
- 3項 委員会構成員から候補者が出た場合は、構成員を辞退する。

第5条（委員会の手順）

- 1項 委員会は、8月中旬に地区内有資格者調査と確認を行う。
- 2項 委員会は、9月20日に第2副地区ガバナー立候補届出開始日、並びに届出締切日を通知する。
届出開始日 10月20日
届出締切日 11月20日
- 3項 委員会は、12月20日付で立候補者を選考し、2月10日付で選挙管理委員会に付託する。

第6条（立候補者資格基準）

- 1項 国際会則・付則による。
第2副地区ガバナー就任時点で下記の条件を満たしていること。
 - (a) クラブ会長として全期または任期の過半を、そして理事会構成員として更に2年以上務め、かつ
 - (b) ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソン、キャビネット幹事、キャビネット会計のいずれかの役職者として、全期または任期の過半を務めた者。
 - (c) 上記のいずれの役職も、同時に達成させることはできない。
- 2項 所属クラブ会長より、クラブ全員の総意である推薦状（例会承認書・理事会議事録添付）の提出があること。
- 3項 所属リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンの推薦状の提出があること。
- 4項 人格円満にして、優れたリーダーシップの持ち主であること。
- 5項 所属クラブ、及び地区における過去の業績・貢献度を勘案すること。

第7条（立候補者届出）

立候補者は12月20日までに、立候補届（経歴書、所信文、並びに各推薦状を添付）を本人または所属クラブ会長が、地区ガバナーに届出る。

第8条（候補者推薦手順）

1項 リジョン会議の開催

リジョン会議の構成はリジョン内名誉顧問及びゾーン・チェアパーソン、地区委員長、副委員長、委員、クラブ会長とし、リジョン・チェアパーソンが召集し、議長となる。

2項 リジョン・チェアパーソンは事前にリジョン内の各クラブに立候補希望者の有無を確認し、9月下旬までにリジョン会議を招集し、リジョン会議において報告を受けるものとする。尚、リジョン・チェアパーソンが立候補した場合、リジョン会議の議長はゾーン・チェアパーソンの中から互選する。

3項 リジョン・チェアパーソンは10月中旬までに地区ガバナー及び委員長へ候補者の有無にかかわらずリジョンの状況を所定の書面で報告する。

4項 候補者が推薦できなかった場合、委員会があらためて有資格者から候補者を推薦する。

5項 委員会は、推薦した候補者を、委員会推薦候補者として公表する。

6項 立候補届出者が無い場合、委員会は慎重審議の上、有資格者から候補者を推薦する。尚、届出締切日、日程等変更する事が出来る。

7項 候補者推薦には、委員会出席者の過半数の賛同を旨とする。

第9条（リジョン・チェアパーソン空席）

地区ガバナーがリジョン・チェアパーソンを任命せず空席の年度では 次の通り文言を読み替え運用する。

1項 リジョンを ゾーンと読み替える。

8条1、2、3項

2項 リジョン・チェアパーソンをゾーン・チェアパーソンと読み替える。

4条1項、8条1、2、3項、

3項 リジョン会議をゾーン会議と読み替える。

8条1、2項

4項 8条2項ゾーン・チェアパーソンをゾーン内クラブ会長と読み替える。

第10条 本内規の改廃については 地区キャビネット会議の決議によるものとする。

（付則）	2008年8月22日	施行
	2011年5月30日	一部改正施行
	2013年7月23日	一部改正施行
	2017年2月15日	一部改正施行